

上野原市告示第 7 4 号

上野原市産業集積促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 6 日

上野原市長 村上 信行

上野原市産業集積促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
上野原市産業集積促進事業補助金交付要綱（令和 3 年上野原市告示第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 7 号中「防衛関連産業」の次に「及び半導体関連産業」を加え、同条に次の 2 号を加える。

（3 9） 中小企業等 次のいずれかに該当する者（みなし大企業に該当する者を除く。）をいう。

ア 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に定める中小企業者、同条第 5 項に規定する小規模企業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）第 3 条第 1 号の事業協同組合

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）第 3 条第 1 項第 7 号の協業組合、同項第 8 号の商工組合及び同項第 9 号の商工組合連合会

エ 商店街振興組合法（昭和 3 7 年法律第 1 4 1 号）に規定する商店街振興組合

オ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 条の規定により組織された生活衛生同業組合であって、その組合員の 3 分の 2 以上が、中小企業者であるもの

カ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 2 8 年法律

第7号) 第3条の規定により組織された酒造組合又は酒販組合であって、その組合員の3分の2以上が、中小企業者であるものの

(40) みなし大企業 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者・小規模企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者・小規模企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者・小規模企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価額の総額をアからウに該当する中小企業・小規模企業者が所有している中小企業・小規模企業者

オ アからエに該当する中小企業者・小規模企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者・小規模企業者

第4条第1項第1号ウ中「(データセンターを設置する事業にあっては5人)」を削り、「このうち市内から新たに雇用する者を概ね3人(データセンターを設置する事業にあっては2人)以上確保できる見込みがあること(採用希望者がなく確保できないなどの企業側に責任のない場合は、市長と協議して雇用者数を調整できるものとする。)。」を「このうち市内から新たに雇用する者を3人以上確保できる見込みがあること(採用希望者がなく確保できないなどの企業側に責任のない場合は、市長と協議して雇用者数を調整できるものとする。)。」に改め、同号ウに次のただし書きを加える。

ただし、事業認定(第5条第1項の規定による認定をいう。以下同じ。)を受けようとする者及び認定事業者(第5条第3項の規定による事業認定を受けた者をいう。以下同じ。)が中小企業等又はデータセンターを設置する事業を行う者である場合は5人以上とし、このうち市内から新たに雇用する者を2人以上確保できる見込みがあること

（採用希望者がなく確保できないなどの企業側に責任のない場合は、市長と協議して雇用者数を調整できるものとする。）。

第10条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定により補助金の交付を受けた認定事業者であって第8条に規定する操業開始の日から3年を経過する前に新たに事業認定を受ける場合の補助金の額は同項各号の表に掲げる補助区分及び補助額（同項第3号の表3、第4号の表2及び第5号の表2の規定は除く。）によることとし、その上限は次の各号に掲げる場合に应じそれぞれ各号に定める額とする。

（1） 補助金の交付を受けて第8条に規定する操業開始の日から3年を経過していない立地事業（以下「既認定事業」という。）又は新たに事業認定を受ける立地事業（以下「新認定事業」という。）のいずれかが、第4条第1項第1号、第2号、第3号又は第7号のいずれかに該当する事業であって投下固定資産額が200億円を超えるものである場合 既認定事業と新認定事業を一体のものとして第1項の規定の例により算定した補助額から既に交付を受けた補助金の額（分割交付（第11条第1項の規定により分割し交付することをいう。）する場合又は複数年にわたって交付の決定を行う必要のある場合は、交付が見込まれる額を含む。以下同じ。）（以下「既交付額」という。）を控除した額

（2） 既認定事業に対する補助限度額が新認定事業に対する第1項の規定の例による補助限度額を下回る場合、又は既認定事業が第4条第1項第1号、第2号若しくは第3号のいずれかに該当する事業で、高度先端分野及び成長分野のいずれにも該当せず、かつ、新認定事業が第4条第1項第1号、第2号若しくは第3号のいずれかに該当する事業であって、高度先端分野若しくは成長分野に該当する場合（前号の場合を除く。） 新認定事業に対する第1項の規定の例による補助限度額から既交付額（第1項の賃借料、住居手当、転居費用、通信回線使用料及び改修費用を補助している場合は、それらの補助額（複数年にわたって交付の決定を行

う必要のある場合は交付が見込まれる額を含む。)を除く。次号において同じ。)を控除した額

- (3) 前2号に該当しない場合 既認定事業に対する補助限度額から既交付額を控除した額と新認定事業に対する第1項の規定の例による補助限度額を比較し、いずれか少ない額

様式第1号中

「

2 事業内容について

主な業務内容と生產品	
日本標準産業分類の業種分類（細分類）	
要綱別表に規定する成長分野の該当の有無	

を

」

「

2 事業内容について

企業規模（大企業、中小企業等）	
主な業務内容と生產品	
日本標準産業分類の業種分類（細分類）	
要綱別表に規定する成長分野の該当の有無	

に、

」

「

5 土地取得費を除く投下固定資産について

」

を

「

5 投下固定資産について

」

に、

「

7 増加する常時雇用労働者の概要

既に市内に工場等が存在するとき、 その常時雇用労働者数	人
事業認定申請に係る事業で増加する 常時雇用労働者数	人
うち、市内から新たに雇用する数	人

を

※添付書類

- ・市内の工場等の常時雇用労働者の名簿（別紙様式1－4）

」

「

7 増加する常時雇用労働者の概要

企業全体の常時雇用労働者数	人
既に市内に工場等が存在するとき、 その常時雇用労働者数	人
事業認定申請に係る事業で増加する 常時雇用労働者数	人
うち市内から新たに雇用する数	人

に、

※添付書類

- ・市内の工場等の常時雇用労働者の名簿（別紙様式1－4）

」

「

9 その他の資料

- ・土地の求積図、面積計算表
- ・工場等の位置図、平面図、立面図
- ・定款及び商業登記簿謄本
- ・決算書（最新決算年度）
- ・環境保全対策届出書（別紙様式1－5）
- ・先端技術の研究開発に係る国等の採択書類（高度先端分野に該当する事業の場合）

を

- ・カタログ等成長分野に該当することを証する書類（成長分野に該当する事業の場合）
- ・地域経済牽引事業計画承認書の写し（宿泊業のみ）
- ・客室面積（内法）がわかる図面等（宿泊業に限る）

」

「

9 申請担当者について

担当部署、氏名	
連絡先（電話、メール）	

10 その他の資料

- ・土地の求積図、面積計算表
- ・工場等の位置図、平面図、立面図
- ・定款及び商業登記簿謄本
- ・決算書（最新決算年度）
- ・環境保全対策届出書（別紙様式1－5）
- ・先端技術の研究開発に係る国等の採択書類（高度先端分野に該当する事業の場合）
- ・カタログ等成長分野に該当することを証する書類（成長分野に該当する事業の場合）
- ・地域経済牽引事業計画承認書の写し（宿泊業のみ）
- ・客室面積（内法）がわかる図面等（宿泊業に限る）

」

改める。

様式第1号（様式1－4）を次のように改める。

(様式 1－4)

市内の工場等の常時雇用労働者の名簿

番号	氏名	生年月日	住所	入社日	備考
1		年 月		年 月	
2		年 月		年 月	
3		年 月		年 月	
4		年 月		年 月	
5		年 月		年 月	
6		年 月		年 月	
7		年 月		年 月	
8		年 月		年 月	
9		年 月		年 月	
1 0		年 月		年 月	
1 1		年 月		年 月	
1 2		年 月		年 月	
1 3		年 月		年 月	
1 4		年 月		年 月	
1 5		年 月		年 月	
1 6		年 月		年 月	
1 7		年 月		年 月	
1 8		年 月		年 月	
1 9		年 月		年 月	
2 0		年 月		年 月	
2 1		年 月		年 月	
2 2		年 月		年 月	
2 3		年 月		年 月	
2 4		年 月		年 月	
2 5		年 月		年 月	
2 6		年 月		年 月	
2 7		年 月		年 月	
2 8		年 月		年 月	
2 9		年 月		年 月	
3 0		年 月		年 月	
3 1		年 月		年 月	
3 2		年 月		年 月	
3 3		年 月		年 月	
3 4		年 月		年 月	
3 5		年 月		年 月	

3 6		年 月		年 月	
3 7		年 月		年 月	
3 8		年 月		年 月	
3 9		年 月		年 月	
4 0		年 月		年 月	
4 1		年 月		年 月	
4 2		年 月		年 月	
4 3		年 月		年 月	
4 4		年 月		年 月	
4 5		年 月		年 月	
4 6		年 月		年 月	
4 7		年 月		年 月	
4 8		年 月		年 月	
4 9		年 月		年 月	
5 0		年 月		年 月	
5 1		年 月		年 月	
5 2		年 月		年 月	
5 3		年 月		年 月	
5 4		年 月		年 月	
5 5		年 月		年 月	
5 6		年 月		年 月	
5 7		年 月		年 月	
5 8		年 月		年 月	
5 9		年 月		年 月	
6 0		年 月		年 月	

※ 役員、日雇い労働者、派遣社員は従業員に含まない。

※ 労働基準法に基づく労働者名簿等、様式 1 ― 4 に記載の項目を満たす書類を提出することも可能。

様式第 2 号中

「

土地取得費を除く 投下固定資産額	
---------------------	--

を

「

投下固定資産額	
---------	--

に

改める。

様式第 5 号中

「
(1) 土地取得費を除く投下固定資産についてを

「
(1) 投下固定資産についてに

改める。

様式第 6 号中

「
土地取得費を除く投下固定資産額を

「
投下固定資産額に改める。

様式第 9 号中

「

3 事業実施状況

土地取得日	年 月 日
建設工事請負契約日	年 月 日
操業開始日	年 月 日
事業完了日	年 月 日
対象期間	年 月～ 年 月

を

」

「

3 事業実施状況

企業規模（大企業、中 小企業等）	
土地取得日	年 月 日
建設工事請負契約日	年 月 日
操業開始日	年 月 日
事業完了日	年 月 日
対象期間	年 月～ 年 月

に、

」

「

4 土地取得費を除く投下固定資産について を

」

「

4 投下固定資産について に、

」

「

6 増加した常時雇用労働者の概要

増加した常時雇用労働者数	人
うち、市内から新たに雇用した数	人

※添付書類

- ・ 増加常時雇用労働者名簿（別紙様式 9－5）
- ・ 雇用保険被保険者取得確認通知書の写し
- ・ 会社の申立書（当該工場等への配属を目的に操業開始前に雇用した常時雇用労働者）

7 要綱別表に規定する加算要件

※添付書類

- ・ 高度先端分野の立地事業の場合
先端技術の研究開発に係る国等の採択書類
- ・ 成長分野の場合
 - ①定款及び商業登記簿謄本
 - ②カタログ等、当該関連産業であることを証する書類
- ・ 市外からの常時雇用労働者の場合
戸籍の附票
- ・ 市外新規立地の場合
 - ①事業完了した月の増加雇用労働者の賃金台帳
 - ②増加雇用労働者の労働条件通知書
 - ③就業規則

8 その他の資料

- ・ 事業認定通知書及び事業認定変更承認書の写し
- ・ 決算書
- ・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 13 条第 4 項の規定に基づく承認書の写し（宿泊業に限る）

」

「

6 増加した常時雇用労働者の概要

増加した常時雇用労働者数	人
うち市内から新たに雇用した数	人

※添付書類

- ・増加常時雇用労働者名簿（別紙様式 9－5）
- ・雇用保険被保険者取得確認通知書の写し
- ・事業認定時、様式 1－4 に記載した者のうち退職者の一覧・会社の申立書（当該工場等への配属を目的に操業開始前に雇用した常時雇用労働者）

7 要綱別表に規定する加算要件

※添付書類

- ・高度先端分野の立地事業の場合
先端技術の研究開発に係る国等の採択書類
- ・成長分野の場合
①定款及び商業登記簿謄本
②カタログ等、当該関連産業であることを証する書類
- ・市外からの常時雇用労働者の場合
住民票及び住民票の除票等
- ・市外新規立地の場合
①事業完了した月の増加雇用労働者の賃金台帳
②増加雇用労働者の労働条件通知書
③就業規則

に、

8 申請担当者について

担当部署、氏名	
連絡先（電話、メール）	

9 その他の資料

- ・事業認定通知書及び事業認定変更承認書の写し

- ・定款及び商業登記簿謄本
- ・決算書
- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項の規定に基づく承認書の写し（宿泊業に限る）

」

様式第9号（様式9－5）中

「

※事業認定時に提出した労働者名簿の中で、退職者がいる場合については、別途報告すること（様式自由）

を

」

「

※事業認定時に提出した労働者名簿の中で、退職者がいる場合については、別途報告すること（様式自由）。

※役員、日雇い労働者、派遣社員は従業員に含まない。

に

※労働基準法に基づく労働者名簿等、様式9－5に記載の項目を満たす書類を提出することも可能。

」

改める。

様式第10号中

「

土地取得費を除く投下固定資産額	
-----------------	--

を

」

「

投下固定資産額	
---------	--

に、

」

「

を

行うとき又は
」
「
行うとき、又は
」 に、
「
第 2 2 号
」 を
「
第 2 3 号
」 に

改める。

様式第 1 2 号中

「
3 本県への設備投資の概要（投資実績及び今後の計画）
」 を
「
3 本市への設備投資の概要（投資実績及び今後の計画）
」 に

改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の上野原市産業集積促進事業補助金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に新要綱第 5 条の規定による立地事業の認定がなされた事業に適用し、改正前の上野原市産業集積促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定による立地事業の認定を受けた事業については、なお従前の例による。